



# 森林環境税

〔非課税基準（課税されない方）〕  
次の条件に該当する方は課税されません。

	森林環境税	参考：町・県民税
扶養親族を有するとき （※注）	合計所得金額が次の金額以下の方 28万円×人数〔本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数（16歳未満の扶養親族含む）〕＋26.8千円	合計所得金額が次の金額以下の方 28万円×人数〔本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数（16歳未満の扶養親族含む）〕＋27万円
扶養親族を有しないとき	・森林環境税、町・県民税 共通 合計所得金額が38万円以下の方 （収入が給与のみの場合は給与収入93万円以下）	
扶養親族の有無に関わらず	・森林環境税、町・県民税 共通 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当する方で、合計所得金額が135万円以下の方	

（※注）森林環境税と町・県民税の非課税基準が異なるため、森林環境税のみ課税される場合があります。その場合は森林環境税1,000円のみ納付いただきます。

## 令和6年度以降の税額について

令和5年度まで		令和6年度から	
○町民税 均等割	3,500円	○町民税 均等割	3,000円
□県民税 均等割	1,500円	□県民税 均等割	1,000円
	やまがた緑環境税 1,000円	やまがた緑環境税	1,000円
		◆森林環境税	1,000円
合計	6,000円 （＋町・県民税所得割）	合計	6,000円 （＋町・県民税所得割）

※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災事業を推進するため、町・県民税均等割にそれぞれ500円が加算されていましたが、令和5年度で終了となります。

# 令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

## 森林環境税について

### 《趣旨》

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

### 《概要》

森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、令和6年度（令和5年中の収入）から、個人町民税額1000円が課税され、徴収は町が行います。

## 森林環境税と税について

森林環境税は、皆さまから納付いただいた森林環境税を、森林整備事業費の財源として、都道府県と市町村に対して国より譲与するものです。白鷹町で

も令和元年度から森林整備に係るさまざまな事業費用に活用しています。

◎詳しくは次のホームページをご覧ください。

▼森林環境税および森林環境譲与税について

総務省…[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/0400067.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/0400067.html)

林野庁…[https://www.rinya.maf.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyouzei.html](https://www.rinya.maf.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html)

▼合計所得金額について

国税庁…[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/b/03/order3/yogo/3-3\\_y02.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/b/03/order3/yogo/3-3_y02.htm)

### 【問い合わせ】

税務出納課  
町民税係  
☎85-61332

## 給与所得の確定申告がさらに簡単に！

令和6年1月以降、事業主の皆さまが給与所得の源泉徴収票をe-Taxや認定クラウド等で提出いただくと、従業員の方が確定申告をする際にマイナポータル連携を利用することで給与所得の源泉徴収票の情報が確定申告書に自動的に入力されます。従業員の方はマイナポータル連携を利用することで給与情報や生命保険、医療費等の金額が確定申告書に自動入力、自動計算されるため入力する手間が不要となります。

事業主の皆さまにおかれましては、多くの方が給与情報の自動入力を利用できるよう、源泉徴収票の記載内容（氏名カナ）に不足がないよう注意し、e-Taxでの提出をお願いいたします。

なお、国税の各種手続に関するマイナンバー制度についての情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」をご覧ください。

### 【問い合わせ】

長井税務署  
☎84-1810



確認はコチラ▲

## 農業所得を申告される方へ



農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

帳簿から収支内訳書を作成し申告してください。収支内訳書により申告書を速やかに作成できます。(申告相談には領収書や帳簿等もご持参ください。)

※平成26年1月から、事業や農業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。町県民税の申告のみの方もすべて対象です。

### 賃耕料・小作料等支払明細書の提出

賃耕料や小作料の支払いが

あり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成の上、**令和6年1月15日(月)まで**税務出納課町民税係に提出ください。

令和 年分賃耕料・小作料等支払明細書(個人別)					
支払を受ける者	種別	面積等	支払金額	必要経費	所得金額
氏名					
住所					
備考					

賃耕料・小作料等支払明細書

《対象となる賃耕料・小作料》

①賃耕料：個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。

※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

②小作料：農地の賃借料(米などの現物支払いを含む)です。

※JA農地保有合理化事業で

の賃借料は、提出する必要はありません。

※支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係にお越しください。

### 土地改良・水利組合の方へ

土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたいる組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

### 忘れずにご確認を！

#### 申告相談の日程について

申告相談の日程は広報しらたか1月16日号でお知らせします。指定された日時をご確認の上、ご来場ください。

### 【問い合わせ】

税務出納課町民税係  
☎85-6132

## 税金の大切さについて理解を深める

「税を考える週間」に合わせて表彰が行われました。

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です。この期間に合わせて、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で、小学生から高校生までを対象にした「絵はがき」や「作文」の作品募集が実施されました。このたび、町内の次の方々が受賞されましたのでお知らせします。

### ○中学生の税についての作文

・白鷹町長賞 梅津 大星 白鷹中2年

### 「税金との関わり」

### ○税に関する高校生の作文

・長井税務署長賞 小林 優那 長井高校2年

### 「夢を叶えるために」

(敬称略)

町内からの応募数は、小学生の「絵はがき」が54点、中学生の「作文」が38点ありました。西置賜管内でも、小学校から「租税教育」が実施されており、身近な生活と税金との関わりや税金の必要性についての興味・関心が高まっているように思われます。

国民の三大義務の一つである「納税」。私たち大人も、子どもたちの見本となるよう租税の意義や役割について理解を深める必要があるのではないのでしょうか。そして、地域全体での納税意識向上につながることを期待されます。

受賞された皆さん誠におめでとうございます。



白鷹町長賞を受賞した梅津さん